

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平 成 2 9 年 2 月 2 3 日

元 気 づ く り 総 本 部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
29年-7 (H29.2.20)	元気づくり	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（案）」の今国会での成立を求める意見書の提出について 「Qの会を応援する鳥取」 鳥取市 個人 岩美郡岩美町 個人 倉吉市 個人 米子市 個人	◎政治分野における男女共同参画に関する最近の国の動き H27.12.25 第4次男女共同参画基本計画策定 第4次男女共同参画基本計画に掲げる目標（※） 衆議院議員の候補者に占める女性の割合 30%（平成32年）現状16.6%（H26） 参議院議員の候補者に占める女性の割合 30%（平成32年）現状24.2%（H25） （※）政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。 H28.3~4 加藤内閣府特命担当大臣から各政党へ政治分野における女性の参画拡大を要請 H28.5.30 民進党、社民党、生活の党、共産党の4党が衆議院に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を共同提案 H28.12.9 自民党、公明党、日本維新の会の3党が衆議院に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案」を共同提案 ⇒ H29.1.20招集の第193回通常国会において衆議院で継続審議中 ◎県の取組状況 県内の女性団体は平成27年10月に女性の政治分野への参画をテーマにしたフォーラムを実施するなど、政治分野における女性参画推進に取り組んでおり、県は団体への支援を行っているところである。 また、平成28年10月に策定した第4次鳥取県男女共同参画計画にも政策・方針決定過程における女性の参画の推進を掲げ、様々な場面で活躍する女性リーダーを対象とするセミナーの開催など、女性の人材育成に取り組むこととしている。 第4次鳥取県男女共同参画計画（抜粋） （施策の基本的方向） （1）議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 議会や審議会等の政策・方針決定の場への女性参画が進むように、女性の人材情報や学習の機会を提供します。 ※当該計画は様々な場面において男女共同参画社会を実現するため県（行政）の施策を総合的、計画的に実施するために策定したものであり、議員候補者の割合を数値目標とすることは馴染まないため、数値目標は設定していない。

(参考)

1 鳥取県における議会議員に占める女性の割合（平成28年4月1日現在）

区分	議員数	うち女性	女性割合
県	35人	4人	11.4%
市町村	278人	36人	12.9%

2 2つの法案の主な相違点

	自民党他提出法案	民進党他提出法案
男女の候補者の数	政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、 <u>男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。</u>	政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、 <u>男女の候補者ができる限り同数となることを目指して行われなければならない。</u>
国及び地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを <u>実施するよう努めるものとする。</u>	国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを <u>実施しなければならない。</u>
人材の育成	国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。	(無し)